

令和4年度国保事業費納付金等の算定方法について

(はじめに)

令和4年度国保事業費納付金等の算定については、御審議いただいた結果を基に仮算定を行います。次回の運営協議会においては、仮算定の結果を基に本算定の算定方法について、御審議いただく予定です。

1 昨年度からの変更点

基本的には令和3年度の国保事業費納付金の算定方法と同じですが、変更点については以下のとおりです。

(1) 県国保特別会計の剰余金の活用

- 令和2年度決算における単年度の実質的な剰余金を37億円と想定し、そのうち令和4年度予備費の財源として活用を予定する10億円を除いた27億円を年度間での保険料率の大きな変動を避けるための財源として活用することとします。
- この剰余金の多くは新型コロナウイルス感染症の影響による受診控え等によることや保険料率は過去3か年の数値を考慮して算定していること等から、現時点においては、3年間での還元による活用を基本とし、初年度の令和4年度の算定における活用については9億円を上限とします。

(2) 応能割と応益割

標準保険料率の算定については、県独自の応能割(所得割率)と応益割(均等割額及び平等割額)を使用しており、その割合を段階的に国が示す割合に近づけていますが、令和4年度については、4/5分国が示す割合に近づけます(令和3年度においては3/5)。

(3) 激変緩和措置

平成30年度からの国保の制度改革に当たっては、急激な変化を避けるため、激変緩和の措置をしております。その財源については、計画的・段階的に減額となっており、令和4年度は3億円となります(令和3年度においては4.5億円)。

2 診療費の推計

令和4年度の診療費の推計につきましては、**令和3年度の納付金算定と同様に新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して診療費を推計します。**

(理由)

納付金の算定に必要な診療費の推計につきましては、過去の診療費を参考にしますが、令和2年度及び令和3年度の診療費の実績は、新型コロナウイルス感染症による受診控え等の影響により大幅な減少が見込まれます。

このため、実績値を参考に推計した場合、令和4年度に診療費が回復したときは、財源が不足する可能性があります。

3 予備費について

平成30年度及び令和元年度の決算において一定の実質的な剰余金を確保することができたことから、令和3年度予算においては、不測の事態に備えて予備費を計上しております。安定的な財政運営を図るためには、次年度以降も引き続き予備費を計上することとし、令和2年度決算における実質的な剰余金のうち10億円を令和4年度の予備費の財源として活用することとします。

また、令和3年度の予備費に執行残が生じた場合は、その取扱いについては今後市町村と検討します。

なお、毎年度の予算に計上する予備費の規模については現在のところ10億円としておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、平成30年度以降の5年程度の決算の状況を見て、今後、検討していきます。

4 国保事業費納付金及び標準保険料率の算定の流れ(参考) ※詳細は別添参考資料参照

- (1) 県全体費用(保険給付費等)を推計
- (2) (1)から県全体の公費・経費を減算・加算し、県全体の納付金基礎額を算定
- (3) 市町村の被保険者数や所得水準に応じて按分した額に医療費水準を反映し、市町村ごとの納付金額を算定 (市町村が県に納める額)
- (4) 市町村ごとの個別の公費・経費を加算・減算し、市町村ごとの保険料収納必要額を算定
- (5) (4)を市町村ごとの過去3ヶ年の平均収納率で割戻し、市町村ごとの総所得金額、被保険者数、世帯数に基づき、共通の算定方式(3方式)で県標準保険料率及び市町村標準保険料率を算定